

○中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成二十七年十月十九日

条例第三十七号

中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づく個人番号の利用及び法第十九条第十一号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成二九年条例一四号・令和三年二一号〕)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人番号 法第二条第五項に規定する個人番号をいう。
- 二 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 三 個人番号利用事務実施者 法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- 四 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- 五 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- 六 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。

(一部改正〔令和六年条例二号〕)

(区の責務)

第三条 中央区（以下「区」という。）は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国及び他の地方公共団体等との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(一部改正〔平成二八年条例三〇号〕)

(個人番号の利用範囲)

第四条 法第九条第二項に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。

- 一 別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務
- 二 別表第二の上欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務
- 三 区長及び中央区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務

2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 区長及び教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、法律、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（一部改正〔令和六年条例二号〕）

（特定個人情報の提供）

第五条 法第十九条第十一号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、法律、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（一部改正〔平成二八年条例四二号・令和三年二一号〕）

（委任）

第六条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第二条第四号並びに第四条第

二項（ただし書に係る部分に限る。）及び第三項（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二八年七月一日条例第三〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年十一月三〇日条例第四二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定及び別表第二中四の項を削り、四の二の項を四の項とする改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二九年六月二二日条例第一四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年一〇月一五日条例第二一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年一二月一日条例第三七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月一七日条例第五号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一〇月一三日条例第四〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日条例第二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附 則（令和六年七月三日条例第二六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一〇月一八日条例第三三号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第四条関係）

（一部改正〔平成二八年条例四二号・令和四年三七号・五年五号・四〇号・六年二
号・三三号〕）

機関	事務
----	----

一 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護に準ずる措置に関する事務であって区規則で定めるもの
一の一 区長	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号。以下「特例条例」という。）第二条の規定により区が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十九年東京都条例第二十号）による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
一の二 区長	中央区児童育成手当条例（昭和四十六年十月中央区条例第二十二号）による児童育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
一の三 区長	中央区子どもの医療費の助成に関する条例（平成五年九月中央区条例第二十七号）による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
二 区長	中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年十二月中央区条例第三十三号）による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
三 区長	中央区心身障害者福祉手当条例（昭和四十七年三月中央区条例第五号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
三の一 区長	中央区難病患者福祉手当条例（昭和五十一年三月中央区条例第十九号）による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
四 区長	中央区介護保険条例（平成十二年三月中央区条例第十九号）による保険料の減額に関する事務であって区規則で定めるもの
四の一 区長	中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成二十年四月一日二十中福子第五百七号）による給付金の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
四の二 区長	中央区認証保育所保育料補助金等交付要綱（平成十八年三月三十一日十七中福児第千七百四十号）による補助金の交付に関する事務であって区規則で定めるもの
四の三 区長	中央区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱（平成二十一

	年七月十五日二十一中総総第百九十九号) による補助金の交付に関する事務であって区規則で定めるもの
四の五 区長	中央区認可外保育施設保育料補助金交付要綱 (令和六年三月二十八日五中福育第A三百十五号) による補助金の交付に関する事務であって区規則で定めるもの
五 区長	中央区後期高齢者葬祭費支給要綱 (平成二十年三月二十七日十九中福保第千五百二十三号) による葬祭費の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
六 教育委員会	中央区就学援助実施要綱 (平成二十四年三月二十八日二十三中教学第七百三十号) による就学援助費の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
七 教育委員会	中央区特別支援教育就学奨励実施要綱 (平成二十四年三月二十八日二十三中教学第七百三十二号) による就学奨励費の支給に関する事務であって区規則で定めるもの

別表第二 (第四条関係)

(一部改正〔平成二八年条例三〇号・四二号・二九年一四号・令和四年三七号・五年五号・四〇号・六年二号・二六号・三三号〕)

機関	事務	特定個人情報
一 区長	公営住宅法 (昭和二十六年法律第百九十三号) による公営住宅 (同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。) の管理に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。) であって区規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給又は生活に困窮す

		る外国人に対する生活保護法による保護に準じて行う外国人の保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって区規則で定めるもの
二 区長	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報であって区規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって区規則で定めるもの
三 区長	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険料の徴収に関する事務であって区規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和三十二年法律第百九十二号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって区規則で定めるもの
三の二 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準ずる措置に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報であって区規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による小児慢性特定疾病医療費又は療育の給付の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による資金の貸付けに関する情報であって区

		規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって区規則で定めるもの
		難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって区規則で定めるもの
		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって区規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭

	和六十年法律第三十四号) 附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する情報であって区規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって区規則で定めるもの
	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって区

		規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
四 区長	特例条例第二条の規定により区が処理することとされた東京都重度心身障害者手当条例（昭和四十八年東京都条例第六十八号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報であって区規則で定めるもの
四の二 区長	特例条例第二条の規定により区が処理することとされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年東京都規則第十二号）による精神通院医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報であって区規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって区規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
四の二の二 区長	特例条例第二条の規定により区が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報であって区規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって区規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援に関する情報であって区規則で定めるもの

		身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報であって区規則で定めるもの 生活保護関係情報であって区規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって区規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
四の三 区長	特例条例第二条の規定により区が処理することとされた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十一年東京都規則第百十二号）による結核患者の医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報であって区規則で定めるもの

五 区長	中央区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報であって区規則で定めるもの
五の二 区長	中央区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報であって区規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって区規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって区規則で定めるもの
六 区長	中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報であって区規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって区規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって区規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって区規則で定めるもの
		中央区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報（以下「児童育成手当関係情報」という。）であって区規則で定めるもの
七 区長	中央区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報であって区規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって区規則で定めるもの
		児童育成手当関係情報であって区規則で定めるもの
七の二 区長	中央区難病患者福祉手当条例による難病患者	地方税関係情報であって区

	者福祉手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの	規則で定めるもの
		児童育成手当関係情報であって区規則で定めるもの
		中央区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
八 区長	中央区介護保険条例による保険料の減額に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報であって区規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって区規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって区規則で定めるもの
八の二 区長	中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱による給付金の支給に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報であって区規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって区規則で定めるもの
八の三 区長	中央区認証保育所保育料補助金等交付要綱による補助金の交付に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報であって区規則で定めるもの
八の四 区長	中央区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報であって区規則で定めるもの
八の五 区長	中央区認可外保育施設保育料補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報であって区規則で定めるもの
九 区長	中央区後期高齢者葬祭費支給要綱による葬祭費の支給に関する事務であって区規則で定めるもの	国民健康保険給付関係情報であって区規則で定めるもの

別表第三（第五条関係）

(一部改正〔平成二九年条例一四号・令和五年五号〕)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一 区長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって区規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって区規則で定めるもの
二 区長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって区規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって区規則で定めるもの
二の二 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準ずる措置に関する事務であって区規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって区規則で定めるもの
三 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって区規則で定めるもの	区長	地方税関係情報であって区規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって区規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって区規則で定めるもの
			国民健康保険給付関係情報であって区規則で定めるもの
四 教育委員会	中央区就学援助実施要綱による就学援助費の支給に関する事務であって区規則で定めるもの	区長	地方税関係情報であって区規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって区規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって区規則で定めるもの
			国民健康保険給付関係情報であって区規則で定めるもの

			あつて区規則で定めるもの
五 教育委員会	中央区特別支援教育就学 奨励実施要綱による就学 奨励費の支給に関する事 務であつて区規則で定め るもの	区長	地方税関係情報であつて区規則で定めるもの
			生活保護関係情報であつて区規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であつて区規則で定めるもの
			国民健康保険給付関係情報であつて区規則で定めるもの